

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会議名	令和7年度第2回出水警察署協議会	
会議日時	令和7年12月3日（水）午後3時から午後5時	
会議場所	出水警察署2階会議室	
出席者	1 警察署協議会 会長以下10人	
	2 警察署 署長以下8人	

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 署長挨拶
- 4 協議

【質問・答申】

質問 うそ電話詐欺など特殊詐欺被害防止について

全国的にうそ電話詐欺など特殊詐欺被害が多発しており、それは鹿児島県内、そして出水警察署管内も同様であり、極めて深刻な状況にある。

被害に遭われた方々からは、「都会での話だと思っていた。」、「まさか自分が…」などといった声が多く、危機感が浸透していないことが窺われる。

出水警察署としては、詐欺被害防止を呼びかけるチラシをあらゆる会合の場において配布しており、今後も広報活動を継続していく方針であるが、「このような広報のやり方もある」「こういう場でも広報活動をしてみたらどうか」「このような活動が効果があるのでは」といった御意見をいただきたい。

答申

（委員） うそ電話詐欺の被害に遭う人は、高齢者が多いと思うが、高齢者を対象とした詐欺被害防止講習を実施してみてはどうか。

寸劇による広報は、同じような状況になったとき、冷静に判断ができると思うので、効果的ではないか。

（委員） 文字が多い広報のチラシをもらっても、他人事として流してしまう。出水市の被害を数字で出したり、「闇バイトの受け子が出水に

来ている」というような、身近に感じられる文面を強調して記載してみてはどうか。

(委員) 交通事故の動画を見ると、運転している自分に当てはめて考えることができ、注意しないといけないという意識が高まる。

詐欺被害防止についても同様に、動画を見れば自分に当てはめることができ、同じような状況になった際に慌てず対応することができるのではないか。

(委員) 動画での広報は効果的だと思うので、自治会等の会合でも県警本部のY o u T u b e の広報動画を流したいと思う。

(委員) 9月に開催された、「元気が出るコンサート」での詐欺被害防止の寸劇は、被害防止の広報として効果があると思う。

市が作成している広報誌は目を通す人が多いと思うので、掲載してみてはどうか。

(委員) 被害に遭わないためには、詐欺だと思われる電話には出ないということが一番重要ではないかと思う。

市役所等の意見交換会でも機会があれば広報について、要望を出したいと思う。

(委員) 中高生のS N S 利用も増加していて、面識のない人とやりとりをするケースも多い。ロマンス詐欺などの被害に遭う可能性も考えられるため、教育現場でもS N S型投資詐欺、S N S型ロマンス詐欺の被害防止を呼びかける必要があるのではないか。

(委員) S N Sでの詐欺が増えているのであれば、S N Sでの詐欺被害防止の広報にもっと力を入れるべきではないか。チラシやティッシュ配布よりも、S N Sで多くの人が興味を持つような投稿をする方が効果的でないかと思う。

(委員) 多くの人の目につくよう、詐欺被害防止について看板等で掲示してみてはどうか。

【警察行政に対する意見・要望】

ア 反射材の配布について

意見：朝・夕の暗い時間帯に車を運転していると、歩行者が見えづらく、危ないと感じることがある。

子どもは、学校等で配られた反射材をランドセルなどにつけていところを多く見るが、お年寄りは反射材をつけていない人が多い。

年配の方への反射材の配布はあるのか。

回答：高齢者に対しては、自治会の老人会や高齢者大学で講習会を実施

している。また、自動車教習所でのナイトスクールで夜間の歩行者の見え方についての講習も実施している。そういう講習会で反射材を配布することで、効果があるかと思われるため、今後参考にしていきたい。

イ ランニングをしている人の服装について

要望：朝・夕の暗い時間帯にランニングをしている人がいるが、暗い色の服を着ている人が多いため、危ない。

自治会等で放送をお願いできないか。

回答：市役所のくらし安心課に様々な広報についての放送を依頼しており、服装の色についても放送を依頼したいと思う。

ウ 訪問販売での被害や被害防止対策について

意見：買い取り業者が自宅に不要なものがないか、訪問してきたことがあった。知人からは、高齢者宅に訪問し、家の中に入り込んできたという話を聞いたこともある。

出水署管内で訪問販売での被害はあるかどうかを伺いたい。また、防止対策についても伺いたい。

回答：管内で、訪問販売業者による被害は出でていない。

知らない業者が訪ねてきた際は、対応しないようにしていただきたい。それでも業者が帰らない場合は警察への通報をお願いしたい。

また、古物商の取扱いは、許可証が必要となっているため、突然訪ねてきた場合は、許可証の提示を求めることも、効果的だと考えられる。

エ 若者の薬物問題について

意見：若者の間で大麻が広がっているという情報を目にすることがある。

それを防ぐための対策や啓発活動について教えていただきたい。

回答：管内の小中高生に対し、薬物乱用防止教室を実施している。

今後も、薬物乱用の恐ろしさ、危険性について周知していきたいと考えている。

オ 自転車の法令改正について

意見：自転車の法令改正について、どのようなものが違反となるのか具体的に教えていただきたい。また、どのような方法で広報をしてい

るかについても教えていただきたい。

回答：来年4月1日から、自転車の青切符制度が開始となり、それに向けて、ルールブックを活用した広報活動を行っている。

ルールブックに記載されている違反、悪質・危険な行為について取締りを推進する方針である。

カ 外国人に対する交通講話について

意見：会社近くを外国人が自転車で通行するところをよく見るが、危険な運転をする人が多いように感じる。

外国人に対する交通講話等は実施しているか。

回答：出水市と協力し、外国人や雇用主に対して講話を実施しており、11月中には計3回、自転車を使った実技の講習も実施している。

外国人の危険な自転車通行については通報も増えているため、関係機関と連携して、取組みを強化していきたいと思う。

キ 飼い犬を抱いた状態での運転について

意見：高齢者に多いが、飼い犬を抱いた状態で運転している人を見ることがある。

事故等につながるのではないかと不安であるが、違反に該当するのか伺いたい。

回答：道路交通法に「車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。」と記載があるため、状況によっては違反に抵触する場合がある。

危険な運転を見かけた場合は、通報をお願いしたい。

ク A Iを使った動画・写真の拡散について

意見：A Iによる動画・写真をSNSでよく見るようになったが、子どもたちは、現実かA Iによる動画か判別がつかないというが多くあるように感じている。

そのような状況が増えることで、子どもたちに間違った情報が普通の感覚として身についてしまうのではないかということが不安である。

警察だけでなく、行政等とも検討をする必要があると思うため、

難しいとは思うが、意見として提示した。

回答：A1については、定まっていない部分が多いが、家庭や学校で教育していくことが重要かと考えられる。

ケ 夜間の騒音苦情について

意見：出水駅近くのお店で、月に1度イベントが開催されており、23時頃まで騒音がするという話を聞いた。

通報をして、警察官に来てもらっても、対象者が立ち去るということがあるようだ。住民は困っていると思うので、注意してほしい。

回答：通報があれば、現場に向かうため、今後も情報提供をお願いしたい。

備 考	
-----	--